

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	ページ
○保安林の指定	(丹後広域振興局) 141
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知	( ) 〃
○道路の区域変更	(山城北土木事務所) 142
○道路の供用開始	(乙訓土木事務所) 〃
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可	(山城北土木事務所) 〃

公 告	ページ
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出	(山城広域振興局) 142
○都市計画道路事業の施行	(道路建設課) 143
○道路の位置の指定の取消し	(中丹西土木事務所) 〃

### 教 育 委 員 会

○京都府暫定登録文化財の登録	144
○京都府指定有形文化財等の指定	145
○京都府登録有形文化財の登録	147
○京都府暫定登録有形文化財の登録の取消し	〃

## 告 示

### 京都府告示第124号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年3月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林の所在場所  
与謝郡与謝野町字幾地小字大谷7316の1から7316の3まで
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、

与謝野町役場においてその関係書類を閲覧することができる。）

### 京都府告示第125号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和8年3月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
宮津市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宮津市役所においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。



京都府告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年3月23日から令和8年4月6日まで縦覧に供する。

令和8年3月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 宇治淀線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宇治市宇治式番81から	前	最小 7.7 m	393.3 m
		最大 14.1	
宇治市神明宮東1の5まで	後	最小 16.0	
		最大 20.1	

- 4 縦覧場所 京都府山城北土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年3月23日から令和8年4月6日まで縦覧に供する。

令和8年3月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 西京高槻線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
向日市寺戸町新田28の2から 向日市寺戸町新田5の3まで	令和8年3月23日

- 4 縦覧場所 京都府乙訓土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、宇治都市計画下水道事業（昭和61年京都府告示第109号）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 施行者の名称  
井手町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宇治都市計画下水道事業  
京都府木津川流域関連井手町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和61年2月21日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和8年3月23日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 コストコホールセールジャパン株式会社  
 木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地）  
 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 コストコホールセール京都八幡倉庫店  
 八幡市欽明台北5番地
- (3) 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	コストコホールセールジャパン株式会社 木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地） 代表取締役 ケン・テリオ	コストコホールセールジャパン株式会社 木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地） 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント	令 7.11.30	設置者の代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	コストコホールセールジャパン株式会社 木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地） 代表取締役 ケン・テリオ	コストコホールセールジャパン株式会社 木更津市瓜倉361番地（金田西2街区2画地） 代表取締役 ケリー・ライアン・ハント		小売業を行う者の代表者の変更のため

- 2 届出年月日  
令和8年2月25日
- 3 縦覧場所  
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間  
令和8年3月23日から令和8年7月23日まで
- 5 意見書の提出先  
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により事業計画の変更の認可の告示（令和8年近畿地方整備局告示第18号）があった京都市都市計画道路事業の概要は、次のとおりである。

令和8年3月23日  
 施行者 京都府  
 代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
京都市都市計画道路事業  
3・5・14号 御陵山崎線
- 2 施行者の名称  
京都府
- 3 事務所の所在地  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府建設交通部道路建設課
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし



建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定の取消しを次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和8年3月23日  
 京都府知事 西 脇 隆 俊

指定取消番号	指定取消年月日	所管土木事務所名	道路の位置	道路の延長	道路の幅員
8中西土建第71号	令 8.3.11	京都府中丹西土木事務所	福知山市字長田小字松ノ市203の15、205の197、205の200、205の216	m 65.0	m 最小 6.0 最大 6.0



## 教 育 委 員 会

## 京都府教育委員会告示第1号

京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）第52条第3項及び京都府暫定登録文化財に関する規則（平成29年京都府教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により別表に掲げる有形文化財を京都府暫定登録有形文化財に登録する。

令和8年3月23日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

別表 京都府暫定登録有形文化財  
美術工芸品

種 別	名 称	員数	所 有 者	所 有 者 の 住 所
絵 画	絹本著色仏涅槃図 逸然性融筆	1 幅	萬 福 寺	宇治市五ヶ庄三番割 34
絵 画	絹本著色釈迦三尊像 逸然性融筆 乙巳仲秋の隠元隆琦の賛がある	3 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色十八羅漢像 逸然性融筆 戊申夏日の隠元隆琦の賛がある	18 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色虚堂智愚像	1 幅	酬 恩 庵	京田辺市新里ノ内 102
絵 画	絹本著色宗辨像 応仁二年の一休宗純の賛がある	1 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色釈迦十六善神像 原在中筆	1 幅	〃	〃
絵 画	紙本著色仏涅槃図 原在中筆	1 幅	〃	〃
絵 画	紙本著色酬恩庵庭園真景図巻 原在明筆	1 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色三十三観音図 原在中筆	33 幅	〃	〃
絵 画	絹本著色仏涅槃図	1 幅	成 相 寺	宮津市字成相寺 339
絵 画	絹本著色十二天像	12 幅	遍 照 寺	京丹後市久美浜町大向 359
絵 画	絹本著色仏涅槃図	1 幅	〃	〃
彫 刻	木造聖観音立像	1 軀	光 照 寺	京田辺市興戸南鉾立 119
彫 刻	木造阿弥陀如来立像	1 軀	〃	〃
彫 刻	木造地藏菩薩坐像	1 軀	〃	〃
彫 刻	木造釈迦如来坐像	1 軀	壽 寶 寺	京田辺市三山木塔ノ島 20
彫 刻	木造不動明王立像	1 軀	西 福 寺	木津川市山城町上狛良町 3

書 跡 ・ 典 籍	紺紙金字法華經（開結共）	10 卷	賀茂別雷神社	京都市北区上賀茂本山 339
書 跡 ・ 典 籍	紙本墨書称讃浄土仏授受經 紺紙金字仏説阿弥陀經（甲本） 紺紙金字仏説阿弥陀經（乙本）	3 卷	光 明 寺	長岡京市粟生西条ノ内 26 の 1
書 跡 ・ 典 籍	大般若經 附 經櫃 6 合 絹本著色十六善神像 1 幅	630 帖	春 現 寺	亀岡市東別院町東掛火打 3
古 文 書	大池神社文書	148 点	東一口自治会	久世郡久御山町東一口 112 の 1
古 文 書	天文二十一年十二月十五日威光寺本堂造 立棟札	1 枚	威 光 寺	福知山市字下佐々木 742
古 文 書	鞭家文書	635 点	鞭 熙	舞鶴市字浜 1117
古 文 書	浦嶋神社文書	177 点	宇 良 神 社	与謝郡伊根町字本庄浜 191
歴 史 資 料	恭仁宮関係資料（恭仁小学校所蔵資料）	28 点	木 津 川 市	木津川市木津町南垣外 110 の 9
歴 史 資 料	小雲嘉一郎関係資料	810 点	グンゼ株式会社	綾部市青野町膳所 1
歴 史 資 料	織物見本帖「橋立」・「標本」	2 冊	与 謝 野 町	与謝郡与謝野町字岩滝 1798 の 1
考 古 資 料	木簡 上狛北遺跡出土	3 点	木 津 川 市	木津川市木津町南垣外 110 の 9
考 古 資 料	土製祭祀具 釜ヶ谷遺跡出土	8 点	〃	〃



京都府教育委員会告示第 2 号

京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号。以下「条例」という。）第 7 条第 1 項の規定により別表 1 に掲げる有形文化財を京都府指定有形文化財に指定し、条例第43条第 1 項の規定により別表 2 に掲げる史跡を京都府指定史跡に指定する。

令和 8 年 3 月 23 日

京都府教育委員会  
教育長 前 川 明 範

別表 1 京都府指定有形文化財

(1) 建造物

名称及び員数	構 造 及 び 形 式	所 有 者	所有者の住所	所在の場所
縁城寺 2 棟 1 基 本堂	桁行 5 間、梁行 4 間、一重、入母屋造、向 拝 1 間、棧瓦葺 附 宮殿 1 基	縁 城 寺	京丹後市峰山町橋 木小字山内873	京丹後市峰山町橋 木小字山内

<p>多宝塔</p>	<p>桁行2間、梁行1間、入母屋造、 妻入、正面軒唐破風付、板葺 棟札 4枚 再建維時弘化第三丙午宿八月五 日の記があるもの 2 再建金堂の記があるもの 1 貞享第三丙寅年十一月十八日の 記があるもの 1</p>			
<p>総門</p>	<p>三間多宝塔(下重軒以上及び縁を欠く)、切 妻造、鉄板葺 附 棟札 1枚 再建壬辰天保三年四月朔日の記 がある 四脚門、切妻造、棧瓦葺 附 棟札 2枚 再建惣門寛政の記があるもの 1 寛政第三辛亥十月初五日の記が あるもの 1</p>			

(2) 美術工芸品

種 別	名 称 及 び 員 数	所 有 者	所有者の住所
絵 画	絹本著色無学祖元像 春屋妙葩の賛がある 1幅	慈 照 院	京都市上京区今出川通烏丸東入相国寺 門前町703
絵 画	紙本著色春屋妙葩像 道隱昌樹筆 自賛がある 1幅	鹿 王 院	京都市右京区嵯峨北堀町24
絵 画	絹本著色即安梅心童子像 天正第十歳舍壬午菊月廿有 一の英甫永雄の賛がある 1幅	盛 林 寺	宮津市字喜多696
彫 刻	木造薬師如来坐像 1軀 附 両脇侍立像 2軀 両脇侍立像の台座裏に、寛保三年、大仏工洛 陽藤村忠円等の銘がある	甘 南 備 寺	京田辺市薪山垣外111
古 文 書	善峯寺文書 7,029点 附 文書箱 17合 文書筆筭 2棹	善 峯 寺	京都市西京区大原野小塩町1372

別表2 京都府指定史跡

名 称	所 在 地	地 域
笑路城跡	亀岡市西別院町笑路風呂ケ谷の一部	1の1のうち実測3,945.25㎡、1の2、4の1のうち実測6,058.75㎡、4の2、5のうち実測1,452.04㎡、6のうち実測401.31㎡、6の1のうち実測359.38㎡、7のうち実測887.69㎡、11のうち実測1,340.25㎡、12のうち実測2,292.88㎡、25のうち実測5,203.00㎡



京都府教育委員会告示第3号

京都府登録文化財に関する規則（昭和57年京都府教育委員会規則第6号）第2条第1項の規定により別表に掲げる有形文化財を京都府登録有形文化財に登録する。

令和8年3月23日

京都府教育委員会  
教育長 前川 明 範

別表 京都府登録有形文化財

名称及び員数	構 造 及 び 形 式	所 有 者	所有者の住所	所在の場所
縁城寺 2棟 鐘楼 庫裏門	桁行1間、梁行1間、一重、切妻造、棧瓦葺 附 旧破風板 4枚 一間薬医門、切妻造、棧瓦葺	縁 城 寺	京丹後市峰山町橋木小字山内873	京丹後市峰山町橋木小字山内



京都府教育委員会告示第4号

京都府暫定登録文化財に関する規則（平成29年京都府教育委員会規則第5号）第6条第2項の規定により、次の京都府暫定登録有形文化財の登録は、令和8年3月23日付けで取り消された。

令和8年3月23日

京都府教育委員会  
教育長 前川 明 範

名 称	員 数	登録告示
縁城寺本堂	1 棟	平成 30 年京都府教育委員会告示第 2 号
縁城寺多宝塔	1 基	〃
縁城寺鐘楼	1 棟	〃
縁城寺庫裏門	1 棟	〃
縁城寺総門	1 棟	〃
絹本著色即安梅心童子像	1 幅	平成 31 年京都府教育委員会告示第 1 号